

令和3年

総務委員会

10月29日

豊明市議会

# 総務委員会会議録

令和3年10月29日

午前10時47分 開会

午前11時38分 閉会

## 1. 出席委員

委員長	月岡修一	副委員長	林 ゆきひろ
委員	堀内ちほ	委員	宮本英彦
委員	鵜飼貞雄		
議長	一色美智子		

## 2. 欠席委員

なし

## 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木美智雄	議事課長	塚谷友昭
議事担当係長	寺島慎二	議事課主事	松林淳

## 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	土屋正典
行政経営部長	小串真美	市民生活部長	馬場秀樹
企画政策課長	中村泰正	公共施設管理課長	中田勝次
財政課長	萩野昭久	防災防犯対策課長	堅田直寛

## 5. 傍聴議員

いとうひろし	服部龍一	中村めぐみ	ごとう学
三浦桂司	近藤ひろひで	青木亮	郷右近修
清水義昭	近藤郁子	毛受明宏	近藤千鶴
ふじえ真理子	近藤善人		

## 6. 傍聴者

4名

午前10時47分開会

○総務委員長（月岡修一議員） ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆さん、お疲れさまでございます。

当総務委員会に付託されました議案は2つでございます。慎重なる審査をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いいたします。

○議長（一色美智子議員） 御苦労さまです。

総務委員会の慎重審議よろしくをお願いいたします。

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（月岡修一議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第67号 工事請負契約の変更について（国庫補助事業（仮称）多世代交流館整備工事）を議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） それでは、議案第67号 工事請負契約の変更につい

て御説明いたします。

次のとおり工事請負契約を変更するものでございます。

工事名、国庫補助事業（仮称）多世代交流館整備工事。

工事場所、豊明市二村台1丁目地内。

工事の概要、旧唐竹小学校の閉校に伴う跡地利用のための全面的な改修及び駐車場等の整備。

請負契約金額は、変更前9億3,821万2,000円、変更後9億5,455万8,000円でございます。

請負契約者、名古屋市中区栄3丁目32番20号、小原建設株式会社名古屋支店、支店長、久野文也でございます。

この案を提出するのは、旧唐竹小学校の閉校に伴う跡地利用のための国庫補助事業（仮称）多世代交流館整備工事の設計変更に伴い、工事請負契約を変更するため必要があるからでございます。

以上、議案第67号 工事請負契約の変更について説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案説明のときに頂きました資料を基にお聞きしたいと思います。

設計変更内容というものの一覧があるんですけども、これの1番、既設手洗い等が雨水系統に接続、この「等」ということは、この別の写真でありますように、南館廊下手洗いと北館配膳室の流し台、これのみですかね。ほかにあるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 既設手洗いは、もともと学校でありますので、廊下に手洗いがございます。こちらの廊下の関係の手洗い、あと、後で、改修で、シャワー室とか保健室に設けておりますが、そういうところの排水ということでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 続けて、鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 関連します。

この昭和51年当時は、これが雨水系統に接続されていることは問題なかった、今の基準に合わせると問題があるから接続替えという認識でいいんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 昭和51年当時は、先ほども、議会でもお話ありましたが、現在のUR、当時の住宅公団が下水道も整備しております。ですので、正直そのときの基準は不明でございますが、現在の市の条例等と照らし合わせますと、こういう大規模な改修等々ある場合は、改修の接続をとということです、それに従ったということでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 設計変更内容の2番の、解体工事を進めた結果、支障物が見つかったための、支障物というのを教えていただけますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 数点ちょっと挙げさせていただきますが、設計時にこちらから、当方から設計事務所に提供した図面がございます。新築時の図面や増築時の図面、耐震改修工事の図面は保存がありましたのでこちらは撤去していますが、そちらの資料では判別できなかった設備などが、天井や壁を剥がした、解体したところ出てきましたので、そちらの撤去や復旧。あとはエレベーター棟増築における掘削、土砂を掘ったところ、今までの旧の配膳室、これから児童発達センターの自園調理をするところなんですが、その下に一部ちょっと土の空洞が、たまたま横なんですけれど、掘ったら空洞が見つかったということがありますので、そういうところの土を埋めるということ、あとは既設のもともと露出ではない、隠してあった給排水管、当然解体したら漏水を一部発見しましたので、その漏水対策ということが主な内容でございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 この変更内容の10番をお願いします。

北館1階の既設プラットフォーム、私、現地、以前見てきたときに、配膳室にトラックつけて給食の物を下ろすよという場所ですよね。これは、エレベーター棟の新設をすることによって、工事の支障になるからということで初め、撤去しました。けども、やっぱりまた必要だから造ります。これ、こういう方法しかやっぱりなかったんでしょうかね。そういった手段しかなかったんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 前回の8月26日のときの変更で、解体、撤去のほうはお認めをいただいたと思います。そのときから、ある程度復旧すること、当然今回、先ほどちょっと述べましたけど、これからも児童発達センターの自園調理の場所に旧の配膳室になります。ということは、同等の機能が必要だということです。同じように、今お話があったように車をつけますので、その車から荷物を下ろす場所がやっぱり必要ですので、新しくというか、また復旧として、プラットフォームを復旧する形ということでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ちょっと基本的なところをお伺いしたいんですけど、こういう改修工事の請負契約の場合、今までもそうなんですけれど、多くの場合、増額増額が非常に多いんですよ。基本的に改修工事ですので、はつってみないと分からないというところがありますので、今回も減があって、増があって、トータル増ということで、それはそれでいいんですけど、ただ、その増の中身を見ますと、説明書きを、消防と協議した結果とか、中部水道企業団と協議した結果という、こういうのが、その理由によってここが増になりますという、こういうような理由があるんですけど、そもそもこの請負契約の設計図書を作る段階では、そういうところと協議をしてないということになると思うんですけど、この請負契約の設計図書を作る方法について、ちょっとその前に説明していただきたいんですけど。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 消防協議につきましては、詳細設計を作る前の段階から、いろいろとスプリンクラーのことはじめ、いろいろ協議を進めてきたところでございます。最終的に建築確認をする段階で、消防の同意が要するという段階で指摘を受けたことを受けて、今回補正につながったというところもございますので、消防との協議の中ではいろんなことがいっぱいございましたので、順次手続を進めてきた関係で、最終的に建築確認申請の後の同意のところまで御指摘されたことが数点あったというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 例えば消防の関係だけでいくと、詳細設計の段階で協議してきたということであるのなら、それが請負契約のところになぜ反映できなかったんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） これは、当然建築確認申請もいきなり申請を出すわけじゃなくて、事前から申請先に書類は出した中でいろいろ協議をして、本来であれば、設計成果品に全て指導や要請を受けたところを反映させるべきであったのは事実だと思いますが、こちらの発注時期の問題とその辺の協議が少し長引いたということで、全てちょっと設計成果品に実際吸収できなかった部分が一部あったということで、そのことについては、引き続き協議の上、今回変更対応ということでさせていただいたという点もございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、本来なら反映させるべきであったが、諸般のいろいろ理由があって、反映できなくてこういうような増額の契約になったという説明だと思うんですけど、ということの説明、回答であるなら、そういう、例えば消防とか水道企業団とかの関係については、設計図書をきちっとやればこういうような増額理由が本来はなかったという理解でよろしいですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

小串行政経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） まず、消防法上の必要なものというのは、建築確認申請上必須になりますので、そこは当初の設計のほうに反映させて工事のほうに入っているんですけども、それとは別に各地域の消防の規約がございまして、それにつきましては、建築確認申請上マストではないもんですから、現場を見て、ちょっと本会議場でも申し上げましたが、例えば消防車両が消火活動のために校内に乗り入れる、アスファルトの耐圧何かは消防法上の規定ではないもんですから、そこを厳密に設計に盛り込んで建築確認申請に入れるということが必要ではなかったということで、これは現場をめぐって見て、今回足らないということが分かりましたので、補正のほうをお願いしているということで、消防協議の結果というものの全てが全て、建築確認申請当時、当初から入っているべきものということではなくて、一部はその外側にもあるということで御理解いただきたいと思い

ます。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 はつってみないと分からないというところは、それは理由としてそのとおりだと思うんですね。だけど、例えばこの3番でいくと、スプリンクラーの件ですので、これなんていうのは、もうあらかじめ消防とかいろんな設備で決まっていると思うんですけれど、そこら辺はやはり協議しないと、今回でも変更ができなかったという、この3番について説明をお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 3番は、歴史民俗資料館のスプリンクラーとの影響のことです。もともと設計で、この影響を受けるような展示台の、多分展示物を表記するような上部の枠は設計で当初から見込まれておりましたが、スプリンクラーとの位置につけるかという細かいことまでは確定しておりませんでした。この後、実際に管理します生涯学習といろいろ展示台やその展示枠の話をする中で、展示枠を取り付ける位置が確定して、中でスプリンクラーとの関係をまた消防のほうに改めて伺い、やはりその位置では今の設計の天井の、直接天井から直付けというつける形なんですけど、それではスプリンクラーの放水に支障があるので形を変えてくださいということをお指導を受けましたので、天井の直付けという形よりは、ぶら下げるような形で、水が放水できるような形に変更したのがこの3番でございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 というのは、増額があつて減額があるんですけど、増額の中でも細かいところまでは、これの説明の中には全然見えませんので、ちょっと意地悪な変な見方をすれば、少なく見積もつて、請負契約をどんどんどんどん増額していけばいいと、そういうような請負契約金額そのものを少なく出して、最後の出来上りを大きく仕上げるという、市民の人から見ると誤解を生むような契約の仕方なり、あるいは金額増額があつてはいけませんので、そういう観点で聞いてるんですけど、そういうようなことからいくと、この金額の、増額のトータル金額とその中で、この増額は9件なんです、その9件の中で何が一番大きな金額なのか、そして同じく減額、減額もトータルしたら減額という



中身もあると思いますので、4件の減額のうちにどの項目が一番減額が大きいのか、金額ベースでちょっとお答え願います。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

（約でいいですよ、総額の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） お答えいたします。

このお渡ししている1番から13番でお伝えしますと、金額、詳細言いますと、ちょっと設計の金額とかそういうところに支障がありますので、それは控えさせていただきますが、1番から13番に関しまして、どれがどれぐらいの割合かということでちょっとお答えをさせていただきますので、よろしく願います。

まず一番多いのは、8番の確認申請や消防協議の関係。これは先ほど話ありました舗装の関係がやっぱりありまして、ここが60%強を占めます。

次に、先ほども御質問ありました1番、排水や給水の関係、こちらが25%強、この2つが増額としては大きいものでございます。

減額としましては、5番、給水管、引込管の新しく引込管を作ることを当初予定していたんですが、結局既存の引込管、メーターの取替えだけで済ませるといって、これがマイナスの10%強。

あとは12番、屋外の照明器具の仕様を変えて1個数を減らした、これが10%弱減でございます。

主な増減は以上でございます。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 すみません、10番のプラットフォームについて、ちょっとまだ納得できてないのでもう一回聞きます。

エレベーター棟を造りますよ、だから邪魔なので既設のプラットフォームを撤去しました。僕は見たところによると、そこまでせり出しているプラットフォームではなかったの、それでもエレベーター棟を設置するには邪魔だったという認識でいいんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） エレベーター棟そのものの出来形、出来合いには干渉しないんですが、当然地面を掘るにはそれ以上の幅を取らなければいけないので、そういう足場を組んだり、その部分で抵触しましたので解体をしたということでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 12番の照明器具の使用及び設置位置を変更するという、ここ、もう少し詳しく教えていただけますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） お答えいたします。

これは設計においても図面上測定はしておりますが、今回は実際契約後に近隣への影響を考慮したほうがいいのではないかという、これは施工者様からも要望があって、改めて照度分布とか計算をしました。した中で、特に多世代の南側に住宅がございます。もともとの照明器具が拡散型の、ぼやっと広がるような拡散型の照明器具で、中にはやはり夜でも外からの光で寝られないという方もいらっしゃるの、直接苦情が来たり、何か要望が来たりということではありませんが、その辺りを考慮しまして、どちらかというところの投光器型、中へ集中させるような照明器具にほぼ、全ての数ではないんですが、8割方、全体拡散型から中への投光型に照明器具を変えた。その上で照度分布を見ながら配置も少し見直して行って、数も1個だけ減ったというのがこの変更でございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 その照明が1つ減ったその元の数というのは、この図面のこういうことですかね。数はどれぐらい……。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 今お手元でございます資料は、照明器具が、これは変更後の位置でございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

一色委員。

○一色美智子委員 8番のところなんですけども、舗装の仕様の変更や手すりの設置とあるんですけど、このちょっと8番のところなんですけども、スロープがあるところなんですけども、これって点字ブロックなんかはどうなってますでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） よろしいですか。

点字ブロックも今回施工いたします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

一色委員。

○一色美智子委員 点字ブロックの流れというか、それをちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 北の、もともとの学校の正面の入り口からエレベーターの入り口までと、駐車場に身障者対応の車椅子の駐車場がございますので、そちらから、両方一体になってからエレベーターの前まで引きます。エレベーターに乗っていただいて、エレベーター降りてから、また中の総合受付とかその総合の看板、いわゆるインフォメーション的のところまでは施工します。あとは階段の踊り場とか登ったところに、ここ、平坦なところですよということを示すための点字ブロックが屋内、建物の中に設置されます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

一色委員。

○一色美智子委員 もう一点ちょっと教えてください。

今、看板と言われたんですけども、案内看板なんかはどのようなになってますでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） ごめんなさい、詳細が現時点ではまだ決まっておりませんので、この後ちょっと未定ですが、変更するのか追加するのかわかりませんが、開設までには対応をする予定でございますが、現時点はまだ、看板の細かな表記等々決まっておりませんので、まだ含まれておりません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 私は共通して、疑問というか課題だと思ってるのが、要するに詳細設計の段階でどうしてそれが反映できなかったんかという、そういうところが非常に疑問に思

うんですね。

例えば、これでいくと、9番もそうなんですよね。施設整備後の運営について安全性及びメンテナンス性の協議をした結果という、この理由があるんですけど、ということは、詳細設計の段階では安全性とかメンテナンスは何も考えずに詳細設計をしたと。だけれど実際やってみたら、いやいや、これはこのメンテナンス性では、これではまずいから仕上げを変更しましょうと。こういう理由が書いてあるんですけど、こういうのはどうしてこの段階にしか分からないんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 主なものを説明させていただきますと、まず北館1階、今回児童発達支援センターになるところなんですけど、こちら、もともと外へ出て行く扉を自動扉として設計をしておりましたが、今回、児童発達センターが指定管理者も決定いたしまして、当然子育て支援課、指定管理者共々、そちらのほうで協議をした中で、やはり自動扉ですと、バリアフリー的にはいいんですけど、自動扉の中にいる児童が自動扉から出て行ってしまって、外に出ていってしまう可能性があるので要望がございました。できれば手動に変えてくださいという要望がありました。それは当然、先ほど申しましたとおり、施設整備後の運営、安全性のことに係りますので、これを自動扉から手動扉にしたというのが1つあります。

あともう一つ、児童発達センター側は、床の仕上げも、もともとの設計は当初これぐらいでということ、ある程度経済設計的なことで、過剰にということはないんですけど、これも運営側等々からの要望もありまして、いろいろ検討した結果、ある程度要望に応えようということで床の仕上げも変更したと。主なところはそういうことでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、その児童発達支援センターは当然そこに入るということを想定した上での詳細設計作られていると思うんですけど、ということは、設計段階では、自動扉とかそういう安全性はほとんど考えずに設計をしたということの説明、回答なんですけど、実際に要望があつて変えましたということだから、要望がある前にそういうのが詳細設計の中でどうして反映できなかったかという、素朴な疑問を感じるんですけど、そこら辺はどういうふうなお考えでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

小串行政経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） 一番大きな理由は、やはりその運営主体者が決まっていなかったということで、こちらが想定する範囲内で設計を進めてまいりました。今の事例に上がっている自動扉につきましても、当然そのセーフティー機能がついていて、子どもが乗っても反応しないようにしてある、あるいは開かないようにするという運用もできるんですけれども、このたび運営者が決まったことで、そこからそういったことよりも、確実に自動扉じゃないもののほうが良いということで、それに応えた形になっております。

あとちょっと補足させていただきますと、例えば噴水なんかも造らせていただくんですけども、その噴水のエラーが出たときに、そのエラーのアラートがその場が出るような仕様になっておりました。一般的にはそれでよかったのかもしれないんですけども、こちらのほうも、やっぱり事務室のほうにいても、そこにアラートなり、そういった警告が出たほうが、噴水のところが子どもだけだった場合に対応ができるということで、現場の実際の運用をつくっていく中で、施工者、あるいは運営者のほうから要望が出てきて安全のほうに振ったと。そういう工事もございますので、御理解いただければと思います。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 私も先ほどの宮本委員と同じような感想を持っていて、なぜ事前に協議して反映できなかったのかなというふうに思っていたんですけども、例えば5番のところ、中部水道企業団の協議も、これ、減額なんですけども、こういったものも入札前、契約前、設計図面のときにそういう協議というのはされなかったんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 全てが設計のときの協議にこちらがついていっているわけではありませんで、どこまでしたかというのはちょっと詳細は不明ではありますが、給水の引込管の一般的な考え方としまして、これは別に中部水道企業団や名古屋市とか、みんな考えは一緒だと思うんですが、基本的にメーターの検針、確認については、その敷地に原則は入らずに道路等からのぞけるということが普通の住宅でも一緒のことです。

ですので、かつては学校の運営ということもありまして、スロープから上がって駐車場の奥にありました。ですから、敷地に入って結構長い時間歩いてメーターを見るような形でありましたけど、今回は施設の運営が全く学校とは別になったことで、基本的な原則論

に戻って、道路からのぞいて見えるような形のメーターに切り替えたことにより、配管のルート変更や配管やり直しをとというのがもともと設計でありました。これはまた、当然契約後、改めてこちらのほうから企業団のほうに再度確認に行ったところ、施設運営のほうに、例えば受付とかに挨拶をした上で、中のメーターを見させていただけるのであれば、もともとのメーターの位置で結構ですということでありました。そういうお話をいただいて、であれば、メーターは更新しますがかなりの減額になりますので、そういうお話をいただけたので、それをのんでメーターも元の位置のところになりましたので、新しい引込み部分がなくなったというのがこの5番でございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回で2回追加工事の契約変更というのが出てきて、増額になっておりますけども、今後、またさらに追加工事発生しないように、そういう計画的に進められているのか、ちょっとまだ工事を進めてみないと分からないというような状況があるのかどうか、その辺りの説明をお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 恐らく撤去関係は、もちろんゼロとは申しませんが、撤去して何か出てきたということはかなり少なくは、工事の進捗上減るとは思いますが、まだ撤去と改修と同時で並行やっておりますので、まだ完全になくなるということは現時点では申し上げることはできません。

それと、先ほどちょっと案内看板の話をしました。これがどうなるのか分かりませんので、まだこの先変更があるかどうかというのは、ありませんというのはちょっと現段階でお答えはできません。

以上でございます。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

私から少し1点だけ確認させてください。ちょっと移動しようか。1つだけ。

突然すみません。将来のために……。

（指名しての声あり）

○総務副委員長（林 ゆきひろ議員） 月岡委員長。

○月岡修一委員 将来のために確認をさせていただきますが、先ほどの児童発達支援センターの自動扉の件ですけども、今どき、自動扉をつけずにおくこと自体が不自然な形なん

ですね。当然ながら公共施設、高齢者施設も、どんなところでも、外から、また、中から簡単に出入りできないように、お年寄りがふらふら出れないような施設になってますので、こういう場合、後で、やはり自動扉にしてほしかったと言われる可能性が随分高いなと思うんですね。そういった設計変更が使用後に出た場合に、この費用はどこが持つんですか。

○総務副委員長（林 ゆきひろ議員） 答弁願います。

小串行政経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） このたびは、工事の中でこういった減額側への変更ということで、工事費自体は下がるわけなんですけれども、これが運用始まって、しばらくたって、例えば新しい自動ドア、安全なこんなものがある、やっぱり自動扉がいいということになった場合には、そういった改修にどこかで答えることになると思うんですけれども、それは私どものほうで予算を組んでやっていくことになるのかなと思っております。

終わります。

（再質問の声あり）

○総務副委員長（林 ゆきひろ議員） 月岡委員長。

○月岡修一委員 使用年数にもよると思いますが、例えばその1年以内に、やはり不便だったというような意見が出た場合に、市民の感覚でいきますと、なかなか納得ができるものではないんですね。そういったことを十分に使用者側との、責任者との話し合いで決めているのかどうか、そこが一番、要するに、長い議員の生活の中でいつも思うのは、かなり後に後に後にという、宮本委員が指摘したように、随分そういったことがあるものですから、やはりその辺のことを明確にしておきませんか、納得できるところまではいかないと思うんです。いかがですか、それ。

○総務副委員長（林 ゆきひろ議員） 土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） 月岡委員のおっしゃることはごもっともだと思っております。やはり、今般いろいろ御質問もいただいておりますけれども、やはり今回のような大きな施設の、しかも難しい用途変更という形の中で、当然担当のほうも様々、また設計業者のほうもいろいろ努力しるところありますけれども、また、先ほどの消防同意でもそうですけれども、当然、図面等で、消防で確認した後、中間検査で現場見て、そのときに併せてもろもろ協議を行うということで、どうしても現場を見ないと分からないこともございます。

また、実際に使う場面を現場でイメージすることによって、やはりこのほうがということとは当然出てきますものですから、今回その中で、御指摘の自動ドアの関係も変更させていただいたということになりますけれども、さらにこの後、月岡委員がおっしゃるようなことがあったとした場合は、当然ただいまの御指摘を真摯に踏まえた中で、適切な対応を取っ

ていきたいというふうな努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほうお願いいたします。

(再質問させていただきますの声あり)

○総務副委員長(林 ゆきひろ議員) 月岡委員。

○月岡修一委員 今、土屋副市長が答弁いただきましたが、様々な難しい仕事であることは認識しております。私ども関連するような業者の一部というか、仕事をしておりましてので。

ただ、これは難しい設計段階でも何でもなくて、使用状況の判断ですよ。子どもだけの安全とおっしゃいますけど、そこに発達障がいの子もたちがどれだけの確率でその自動扉に近づくか分かりませんが、仮に外から何か運んできた場合に、自動ドアじゃないと不便ですねと言われる可能性もかなりあるのかなと。外部からの入方にしてみればね。そういったことを総括にやっぱり冷静に考えていかないと、先ほど小串部長も、もう今、内部的にスイッチを切れることもできるし、いろんな構造上の問題で子どもたちが出ることを防ぐことはできるわけですよ。そういったことを、もうあらかじめやっぱりやっとなかいかと、あとでこの部分だけは特殊な問題でしたとか、そんな言い訳をせずに済むように、自動扉で、内部で操作できるようにする、外部から入れても内部から出られないようにする、そんなこともできますので、ここだけを認めていこうとすると、この大きな内容の施設の中で、私のところもやっぱりこうしてほしかった、ここの部屋もうこうしてほしかったということになりかねないと私は思うんですね。そういったことを非常に心配しております。

基本は税金ですから、大した金じゃなくても、数が増えることによって、やっぱり様々な問題が発達してきますので、ここははっきりともう一度、やっぱりきちっとした施設管理者側との話合いを持っていただくことを要望したいと思っておりますが、いかがですか。

○総務副委員長(林 ゆきひろ議員) 土屋副市長。

○副市長(土屋正典君) 月岡委員の御指摘はごもっともでございますので、そういったことも十分に踏まえて、また今後、工事の進捗を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

(以上ですの声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) それでは、質疑を終結させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) それでは、質疑を終結し、討論に入ります。



討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第67号 工事請負契約の変更について、今回は賛成の立場で討論をいたします。

工事を進めてみないと分からないということは分かるんですけども、事前にやっぱりできる協議を前もって行っていただいて、それから計画的に、まず工事を進めていただくということを考えていただきたいと思います。追加工事というものは入札せずに行いますし、工期が決まっている工事ですので、その工期に間に合わせるために割高になってしまう可能性も考えられますので、最初の設計の時点で、できるだけ変更契約ないようにということを大原則に、計画的に進めていただくようお願いしまして、賛成とします。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに討論のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場で討論します。

ただ、先ほど私も質疑の中で言いましたように、やはり最低限詳細設計の中で、最大限のやはり設計図書の作成でなければ、請負契約がどんどんどんどん変更していってしまうということがありますので、ただし、こういう改修の場合ははつってみないと分からないというところが多くありますので、その点の理由ならいいんですけど、ここにありますように、消防との協議とか安全性とかメンテナンス性という、こういうところは、詳細設計の段階で多くは解決できると、この具体的な中身まではここの中に記入されてませんので、その中身はよく分かりませんが、その文章だけ読みますと、詳細設計の段階で解決できる問題が多いんじゃないかなというふうに思いますので、そこのところをきちっと精査をしていただいて、そういうところも請負契約に反映させた請負契約を締結いただくということを、今後さらに追求をいただきたいと思いますということを要望しておきます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 賛成の立場で討論します。

この施設は建物自体がもう古いものですし、先ほど議場での答弁でも、施工図、竣工図、あるものないものがあるということでしたし、工事を始めてみないと分からない部分が多くあったのだと理解しています。詳しくは本会議場で述べさせていただきます。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○**鶴飼貞雄委員** 議案第67号について、ちょっと悩みましたが、賛成の立場で討論したいと思えます。

内容を見ます限り、致し方がない増額なのかな。また、工夫によって減額されてる部分も結構ありましたので、その点は高く評価しております。

1つだけ、先ほどから宮本委員も何度か言っていますが、詳細設計の段階からある程度もう少し詰めてもらえればよかったのかな。やはり豊明市が主導権を握って、こういったものを進めていただきたいなというふうに思っておりますので、今後また、こういった手の工事とか等々契約がある場合は、その点もう一度見直していただいて取り組んでいただきたいと思えます。

以上です。

○**総務委員長（月岡修一議員）** 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第67号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○**総務委員長（月岡修一議員）** 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第68号 令和3年度豊明市一般会計補正予算（第8号）についてのうち、本委員会所管分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

堅田防災防犯対策課長。

○**防災防犯対策課長（堅田直寛君）** 議案第68号 令和3年度豊明市一般会計補正予算（第8号）の防災防犯対策課分について御説明させていただきます。

補正予算書の6、7ページの上段を御覧ください。

2款1項13目 防犯対策事業の特殊詐欺対策電話機等購入費補助金30万円につきまして、豊明市でも発生しております高齢者の特殊詐欺を未然に防止するため、特殊詐欺対策の電話機や後づけの装置を購入する費用を補助するものでございます。

以上で説明を終わります。

○**総務委員長（月岡修一議員）** 萩野財政課長。

○**財政課長（萩野昭久君）** 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

中段の歳入、19款 繰越金の前年度繰越金913万9,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 補正予算書7ページをお願いします。

電話機の購入補助金なんですけども、2分の1で上限が5,000円、これ、30万円なので、割っていくと60台分ということかなと思うんですけども、60台というふうに、その試算の根拠を教えてください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） まず、こちらのほう、一月当たり15台で、一応12月からというふうに予定しておりますので、4か月分という形で、都合60台という形になっております。この台数等につきましては、今回ですけども、私ども愛知署管内、3市1町ございますけども、こちらのほうで、愛知署長からも御指摘というか、ごめんなさい、御要望もあったんですけども、全て私ども合わさせていただいたというところもございまして、こちらのほうの台数、件数にさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 この特殊詐欺の件については、9月議会で宮本議員と近藤千鶴議員が質問されていたと記憶していますが、現在まで豊明市では被害件数どれぐらいありましたか。分かれば教えてください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、堀内委員のほうからもお話がありましたけども、件数につきましては、その当時御説明させていただきましたけれども、改めて申し上げます。豊明市ですけど、令和2年につきましては11件で、被害額としては1,898万円。令和3年につきましては、当時は7月末時点でしたけども、9月末時点で現在8件で、被害額は1,450万円という形になっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 その被害に遭われた方は独居の方なのか、相談する家族がいらっしゃる方なのか、家族構成が分かれば教えてください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 被害者の方につきましては、こちらは警察のほうの秘密というか、トップシークレットになりますので、こちらのほうでは申し訳ありませんけど把握しておりません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 すみません、くだらないことを聞きます。

この電話機なんですけども、市場価格、大体どれぐらいで出回っているものなのかって分かりますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 私どもで把握している限りですと、大体ですけども、電話機に取り付けるタイプで6,000円ぐらいからはあるかという形になっております。電話機自体につきましては、1万5,000円ぐらいからというふうでは把握しております。ただ、これはちょっと、全てを把握しているわけではないので、御了承いただければと思います。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 この市の補助金は、愛知県下の自治体ではどれぐらいの市町が採用しているか分かりますでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 現状で私どもが把握してるのは、既に実施してる自治体が9市町村ございます。今回ですけども、先ほど愛知署管内というふうに申し上げましたけども、私ども含めて、日進、長久手、東郷、豊明、こちらのほうが実施させていただくという形になります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 すみません、基本的なことをお聞きするんですけども、特殊詐欺対策電話というのは、具体的にどういう機能がついているような電話機なのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今回、想定しておりますのが、まず通話録音装置、着信拒否装置というのがございます。通話録音装置といいますのが、固定電話に取り付けまして、着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える、電話をかけたほうに伝える形で、それを通話を録音する機能のある装置のことを申し上げます。着信拒否装置につきましては、同じように固定電話に取り付けまして、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別しまして、着信を拒否、または通知する機能のある装置となっております。固定電話につきましては、これらの機能が最初からついた電話という形になります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 5,000円という金額は、日進、長久手、東郷、豊明、同じ金額でしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、宮本委員からございましたけども、こちらの金額は一緒になります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方、挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 私、ちょっと知人からこういったサービスで、AIを活用して特殊詐欺対策のサービスで、これはアダプターを設置して、AIで疑わしい会話とかで判定して御家族のほうに通知するような、そういうシステムのようなんですけども、これ見ると、工事費が8,000円ほどで、月々の利用料金が幾ら幾らというのはあるんですけども、今回購入費の補助金ということで、工事費はまず対象にならないんですね。また、そういったことというのは、検討というのはされたのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、林委員のほうからございましたけども、まず、こちらの補助につきましては、ここにもありますように購入費の補助金となりますので、今御紹介いただきました件につきましては対象とはなりません。ただ、その後、私どもも今後、愛知署のほうにもこういったことがあるということは御案内させていただきまして、今後の利用状況等も含めて見守っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質疑のある方。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 現在、豊明市で65歳以上の方の人数と世帯数が分かれば教えてください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） まず、65歳以上の方の人口としましては、今のところ約1万8,000人、世帯としましては、前回の国勢調査からなんですけども、約1万1,000世帯というふうになっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 こういった補助金、どのようにして知っていただけるかということがすごく大事だと思うんですけども、その周知方法というのはどのように考えておりますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） まず、今回お認めいただいたらの話になりますけども、12月1日からということを考えておりまして、12月1日広報には載せる、今手はずは整えております。さらに、当然ながらホームページですとか、形はやるんですけども、それ以外にも今後、例えば今、既にスギ薬局様との協定とかを結んで、以前チラシのほうも配らせていただいておりますので、何かそういった形で新しい方法もできないかということも検討していければと思います。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第68号の補正予算（第8号）について、総務委員会の所管部分について、賛成の立場で討論をいたします。

電話機の購入で先ほど通知が出るだとか、そういった着信の拒否だったりとか、通知の拒否とか、そういった機能があるということで、若干の効果が見込めるのかなというふうに思いますけども、先ほど紹介しましたように、工事費などを含めると、さらに対策強化としてはいいかなというふうに思いますので、今後、ぜひ検討していただければというふうに思います。

いずれにしても、市内のそういった特殊詐欺の被害が減るようにしていくことが大事だと思いますので、しっかり周知をしていただくということをお願いいたしまして、賛成とします。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第68号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時38分閉会